

子育て支援センター運営業務委託法人の公募に係る提案書の募集について

次のとおり、公募を実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和7年 8月 20日

富山市長 藤 井 裕 久

1 業務概要

(1) 業務名

子育て支援センター運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「子育て支援センター運営業務委託仕様書」参照

(3) 発注課

こども家庭部子育て支援センター

(4) 履行期限

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 委託料

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（地域子育て支援拠点事業 一般型5日型 常勤職員を配置する場合）に規定する金額とします。

（参考：令和7年度委託料 8,714千円）

※ただし、市の歳出予算内で対応できない場合はこの限りではありません。

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 本件公募に参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14

年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定(②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く)

③ 一方の会社の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

社会福祉法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人または特定非営利活動法人、医療法人であること。

3 スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年8月20日（水）	公募開始・業務説明資料等の配布
令和7年9月12日（金）	参加表明書の提出期限 午後5時
令和7年9月19日（金）	提案資格確認通知書、提案書提出要請書送付
令和7年9月22日（月）	質問書の提出期限 午後5時 ※質問書提出期間 令和7年8月20日(水)～令和7年9月22日(月)
令和7年9月29日（月）	質問の回答
令和7年10月9日（木）	提案書の提出期限 午後5時
令和7年10月下旬	ヒアリング開催（時間は別途通知）
令和7年11月上旬	選考結果の通知
令和8年4月	業務委託契約締結

※日程に変更がある場合は、あらかじめ提案者に連絡します。

4 日程及び事務手続き

（1）業務説明資料について

ア 交付期間

令和7年8月20日（水）午前9時から令和7年9月12日（金）午後5時まで

イ 交付場所及び方法

こども家庭部こども支援課において直接交付する。又は、市ホームページよりダウンロードする。

（2）参加表明書について

ア 受付期間

令和7年8月20日（水）午前9時から令和7年9月12日（金）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

こども家庭部こども支援課への持参又は郵送若しくはメールにて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

（3）参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和7年9月19日（金）までに郵送で通知する。

(4) 質問書について

指定した期間内に、「質問書（様式3）」をメールで提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

ア 受付期間

令和7年8月20日（水）から令和7年9月22日（月）まで

イ 回答方法

回答は質問者に対して、令和7年9月29日（月）までにメールで行います。

また、質問者の法人名を伏せた上で質問及び回答内容を市ホームページで公表します。

(5) 提案書について

ア 受付期間

令和7年9月19日（金）午前9時から令和7年10月9日（木）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

こども家庭部こども支援課への持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、令和7年10月9日（木）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 作成要領

① 提出部数 15部（原本1部、コピー14部）

② 大きさ等 製本してA4版とし、表紙（様式4）をつけてください。A3版による折込ページの挿入は可とします。

③ ページ番号 一連のページ番号を付してください。

④ 留意事項 提案書に法人名を記載しないこと。

エ 提案書の記載項目

仕様書の内容を踏まえて、下記の項目について記載してください。

① 法人の概要及び実績

- ・法人の概要
- ・法人の決算書（令和5年度及び令和6年度）
- ・同種・類似業務実績調書（様式5）

② 方針

子育て支援センターの運営について、法人としてどのような方針で取り組むか記載すること。

③ 実施場所、施設設備

- ・位置図（アクセスや駐車場など、施設周辺がわかる地図等）

- ・ 平面図（面積がわかるもの）
- ・ 実施場所の様子がわかる写真 ※新設の場合は提出不要
- ・ 施設設備一覧
- ・ 施設の整備スケジュール及び資金計画 ※既設の場合は提出不要

④ 実施事業への取組み

仕様書に定める実施事業にどのように取り組むか記載すること。

⑤ 業務遂行体制

- ・ 組織図
- ・ 職員名簿
職員の経歴、勤務形態（常勤、非常勤）および勤務時間を記載すること。
- ・ 職員の確保方策

⑥ 安全管理

- ・ 防火、防災、防犯、感染症等の危機管理（事故防止対策や非常災害時に備えた避難訓練など）や個人情報保護への取組み
- ・ 苦情対応への取組み

⑦ 事業内容の向上

職員の資質向上や利用者のニーズに対する取組み、保護者への情報提供などについて記載すること。

⑧ その他

サービス向上のための独自の工夫、富山市にとって有益と認められる提案があれば、概要を記載すること。

（７）ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和７年１０月下旬（時間及び場所は別途通知します。）

イ 実施方法

２０分以内（プレゼンテーション１０分、質疑応答１０分）

ウ 留意点

プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。

（８）選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い、委員による採点の合計点数が一番高い事業者を受託候補者とします。

審査については、選考委員会委員のうち公募の参加者と利害関係のない委員複数名で行います。

評価基準・項目・配点は別添のとおりです。

イ 最低選定基準点

合計1000点のうち600点

ウ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の法人名を伏せたうえ市ホームページで公表します。

5 選考委員会委員職氏名

委員長	富山大学教育学部准教授	西館 有沙
副委員長	富山大学教育学部准教授	若山 育代
委員	富山福祉短期大学幼児教育学科教授	小川 耕平
委員	前 富山市社会福祉協議会専務理事	中村 正美
委員	富山市地域児童健全育成指導員連絡協議会会長	棚瀬 静香
委員	富山市立中央児童館長	高野 愛
委員	富山市立保育所における苦情解決第三者委員	高見 啓子
委員	富山市民生委員児童委員協議会副会長	西村 信男
委員	富山市民生委員児童委員協議会理事	池上 美和子
委員	前 子育て支援センター所長	石山 美樹子

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (6) その他選考委員会が不適合と認める場合

7 その他

- (1) 複数の区域について提案することは可とする。ただし、2か所を公募する中央・南部区域については、提案できる箇所数は1か所とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (3) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (4) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

- (5) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に特定された者が作成した提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

8 配布書類

- (1) 子育て支援センター運営業務委託仕様書
- (2) 提案書評価基準
- (3) 参加表明書（様式1）
- (4) 資本関係・人的関係に関する調書（様式2）
- (5) 質問書（様式3）
- (6) 提案書表紙（様式4）
- (7) 同種・類似業務の実績調書（様式5）

（担当） こども家庭部こども支援課
（電話） 076-443-2252（直通）
（メール） kodomosien-01@city.toyama.lg.jp